◎国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

(令和六年一二月二五日法律第七四号)(衆)

一、提案理由(令和六年一二月一二日・衆議院本会議)

○浜田靖一君 ただいま議題となりました各法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案は、各議院の議長、副議長及び議員の期末手当の支給割合について、現行の水準に据え置く措置を講じようとするものであります。

.....(略)

各法律案は、本日、議院運営委員会において起草し、提出したものであります。 何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、参議院議院運営委員長報告(令和六年一二月一七日)

○牧野たかお君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案は、各議院の議長、副議長及び議員の期末手当の支給割合について、現行の水準に据え置く措置を講じようとするものであります。

.....(略)

委員会におきましては、三法律案を一括して議題とし、順次採決の結果、いずれも全 会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。